# 会議録要旨

会	議	名	第5回 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会			
会議日時・場所		場所	平成 24 年 2 月 10 日(金)15:00~16:30 恵庭 RB パークセンタービル視聴覚室			
			委員長 横山純一 副	委員長 小山忠弘		
出	席	者	委員 相坂正一 泉谷	字 清 鎌倉洲夫 R	高橋 修 松尾重喜 雪下 章	
			山口裕美 高村	喬英志 藤本恵美子	石垣周一 大水亜希子	
			事務局 寺内企画振興部	長 桑山政策調整課長	広中主査 溝主査 粟野主任	

#### 1 開会

委員長 それでは会議を始めます。これまでの委員会で行政側から様々な説明を受けてきましたが、今日から本格的な議論を開始することとなります。その前に3つの協議を行います。

#### 2 協議事項

(1)「前文・総則」部会の構成について

委員長 事務局で委員の意向を聞いて、各部会の構成を行いましたが「前文・総則」部会 F に公募委員の方の参加が1名となっており、「前文・総則」は条例作成にあたり恵庭市のオリジナリティを発揮できる事項であることから公募委員の方に参加いただきたく、部会の構成の変更について協議したい。事務局より説明願います。

[事務局] 委員長から説明があったとおり、公募委員の方に2名程度参加いただきたい。参加にあたっては部会Eと部会Fが並行して開催する予定となっていることから、部会EからFに異動される方、もしくは部会E以外に所属している方で追加で部会Fへ参加いただける方について、協議いただきたい。

小山委員 部会 E から部会 F へ異動したい。

委員長 小山委員に部会 E から部会 F へ異動していただきます。

(2)「前文・総則」部会への恵庭青年会議所の参加について

委員長 恵庭青年会議所より「前文・総則」部会への参加について申し出がありました。事務局 より説明願います。

〔事務局〕 恵庭青年会議所は、恵庭市で今年開催される全道規模の大会に向けて、市の概要を「前文・総則」のように作成することになっているそうです。作成にあたっては、「前文・総則」部会へどのような形でも構わないので、是非、参加して概要作成の参考にしたいとの申し出があったことから、委員の皆様に青年会議所の参加について審議願いたい。

- 委員長 参加を認めるかについて意見を伺いたい。

- 部会委員より承認される。

委員長 恵庭青年会議所の参加を了承します。部会への参加の仕方については、部会内で判断い ただくこととします。

(3)条例素案策定作業スケジュールについて

委員長 若干ですが、作業スケジュールが変更となりました。事務局から説明願います。

[事務局] 第 1 回の市民委員会で作業スケジュールを提示し、了承いただいたところです。しかし、前回の委員会において、「議会」との議論の場を追加することとしたことから委員会開催を 17 回から 18 回に変更するものです。また、部会 E と F はスケジュールの後半に開催する予定でしたが、時期を変更するものです。各部会の開催時期や期間については、資料「H23 年度作業工程表」を参照願います。

委員長 部会、委員会の開催について、資料のとおりとしたいということですが審議願います。

条例制定の全体的なスケジュールを教えていただきたい。公募委員・職員委員での議論が中心と なっていることから、議論をオープンなものにして一般の方との意見交換の場が必要と感じる。

委員長 ワークショップやフォーラムの開催を予定しているところですが、事務局から説明願います。

[事務局] 資料にあるとおり、条例素案はH24年11月中旬を予定しており、その後、市内の各中学校区毎(予定)で地区説明会を開催したい。その後、パブリックコメントを募集し、H25年第2回定例会までに条例案を提出したい。

また、中間フォーラム、ワークショップの開催も予定し、出来る限り多くの意見を聞く 場を設けたいと考えています。

市議会議員との議論の場は設けないのか。

委員長 議会に対しては、ある程度の議論が進んだ段階で申し込みたい。

恵庭青年会議所だけでなく、他の団体から委員会への参加の申し込みあれば歓迎したい。多くの 意見を聞き作り上げることが大切であると考える。

7月下旬に中間フォーラム開催となっていることから、部会のスケジュールをもう少し早めた方 がよいのでは。

委員長 3月下旬から順次各部会へ付託し、各部会で約3カ月間議論いただくことから、こうし た作業スケジュールとなっています。

スケジュール、部会の構成内容について委員会での討議が無く、部会の構成や所属の希望が進められている。どういった部会が必要なのか、足りない部会は無いのかなどの議論が必要ではないか。

委員長 部会は、一般的な条例の構成、委員の数や負担などを考慮し編成しています。この他に 恵庭市の地域オリジナルを条例に入れる場合なども考えられることから、そうした場合に は、委員の皆さんと別途、協議したいと考えています。

「議員の責務」となっているが、「議会の責務」は入らないのか。また、「市民の責務」はあるが、 「市民の権利」は入らないのか。

委員長 入らないわけではなく、「議員の責務」で「議会の責務」を「市民の責務」で「市民の権利」など、それぞれの部会で議論いただきます。

各部会の所掌事項だけを議論することではなく、所掌事項を中心として各部会で議論し、その中で新たなテーマが出れば部会内で議論すると考えて良いのか。

委員長 そのとおりです。

各部会で同じテーマが議論された場合に部会間での調整が必要ではないか。

委員長 部会での議論結果を、委員会に戻すことから委員会で必要な調整をおこないます。

スケジュールや部会の構成などに関する意見が出されていることに関して、条例づくりの最初の 段階において、道内で最初に作られたニセコ町における条例の趣旨の解説、「基本条例」と「自治 条例」の違い、恵庭市が目指す条例はどのような条例なのか、そうした事が委員会で明らかになって、全体のスケジュールや部会構成の議論が無かったことで全体が見えないことから、こうした意見が出されたのではないか。事務局から資料「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」が送付されたが、何が「先進」なのかについてのコメントを付け、送付して欲しかった。

委員長 送付された資料は、この後の「3 事例研究・論点整理」で使用するために事前に送付させていただいた。「先進」については、「特長ある」と考えてください。

中間フォーラムでは、部会である程度の文章化されたものを出していくのか。

委員長 文章化までいかなくても、各部会でどういった議論がされたか報告いただければと考え ています。内容の詳細については、これから詰めていきます。

3 事例研究・論点整理

# 委員長 本日は、事務局より送付された資料「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」と「委員長メモ」を使い、部会での議論の前に事例研究と論点整理を行います。 「委員長メモ 市長の責務 1~7」の解説 「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」にて特長ある他市の条例を紹介 帯広市:地域(十勝)の魅力の発信を条文化している。

### 「委員長メモ 市職員の責務 1~7」の解説

#### 「委員長メモ 議員の責務 1~4」の解説

・自治基本条例であれば、議員の責務・議会の役割は入ってくるが、行政基本条例であれば、これらは入ってこないことから、部会で議論いただきたい。

「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」にて特長ある他市の条例を紹介 帯広市:行政基本条例であるため、議会の責務は載せていない。

#### 「委員長メモ コミュニティ 1~5」の解説

- 「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」にて特長ある他市の条例を紹介
- ・稚内市:コミュニティはコミュニティ活動であると具体的に規定している。

#### 「委員長メモ 参画(参加)・協働 1~7」の解説

- 「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」にて特長ある他市の条例を紹介
- ・帯広市:市民の責務を規定している。
- ・稚内市: 責務を規定しているが、参画しないことによって不利益を被らない条文。

#### 「委員長メモ 住民投票 1~7」の解説

- 「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」にて特長ある他市の条例を紹介
- ・奥州市:満18歳以上の者、定住外国人含むと規定し、実施要件を満たせば住民投票を 実施する常設型となっている。
- ・岸和田市:常設型であるが、実施要件として4分の1以上の連署を条件としている。
- ・帯広市:事案毎に住民投票を規定した条例を定める非常設型。
- ・稚内市:非常設型であるが50分の1以上の連署で請求し、議会で諮る。

地方自治法との関連もあることから、議論にあたり行政側より地方自治法の解説をお願い したい。

#### 「委員長メモ 市民の権利責務 1~6」の解説

- 「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」にて特長ある他市の条例を紹介
- ・稚内市:《子育て平和運動宣言》を行っていることから、子育てについて条文化している。 部会にない項目であるが、部会で議論いただいて構わないので、それらの項目については 委員会でしっかり議論していきたい。

## 「委員長メモ 条例の見直し 1~3」の解説

- 「自治基本条例 道内各市及び先進自治体の事例」にて特長ある他市の条例を紹介
- ・帯広市: 昨年4月に制定から5年経過したことから、市民検討委員会を立ち上げ見直し 委員会を計10回開催した。条例が機能しているかなどを検証した。パブリック コメント制度を条例に記載しているが、実際には十分に機能していないことか ら制度の見直しを行った。

	条例の地域オリジナルについて
	・一般的には部会で議論いただく項目で条例が構成されているが、地域独自の課題を載せ
	るケースもある。稚内市では政策論ではあるが、第 34 条で「医療と福祉の充実に努め
	ます。」としている。市内の開業医が 75 歳以上となっており、宗谷圏域、2 次医療圏の
	中心医療機関として、稚内市立病院がある。機材も充実し、1 次救急、小中学校の検診、
	高度医療などをこなしているが、市内に開業医がいないことで患者が市立病院に集中し
•	法制部の職員は、法律の条文に似合わない条文を嫌がることがあるが、地域課題を盛り
	込むことは大事である。また、稚内市では条例文が「です。ます。」調となっている。法
	制部は「である。なければならない。」が条例の記載であるとし指摘される。条例は規制
	条例であるが、まちづくり条例は規制条例ではないことから「です。ます。」調でいいの
	ではないか。これらについて恵庭市がどのような判断をするか、委員会で方向を出すが、
	最後は恵庭市の判断となることから法制担当と調整をしたいと考えている。
•	恵庭市のオリジナルを盛り込むのか、これから部会で議論が進む中において、恵庭市に 
	住む方でなければわからない地域オリジナルを各部会で議論いただいて構わない。
•	部会で議論した中で、他の部会と重複した項目、地域オリジナル、「です。ます。」調な
	どを部会報告後の委員会で議論することになる。また、今日の委員長メモについては、
	条例をイメージしてもらうため、今日のために用意し紹介したもので、これに引きずら
	れないよう、主体的に議論していただきたい。大変な議論となるが3か月程度、各部会
	で期間があるので議論いただきたい。
次回以降	
	スケジュールにあるとおり協議をおこないます。委員会で協議終了したものを順次、部
	会におろします。部会 A への付託案件だけ 3 回の委員会協議後となっているのは、住民
	投票は地方自治法との関係があることから行政側から十分説明を受けてからでないと議
	論に入れないことから回数が多くなっています。事務局から分かりやすく説明を受けた
	いと考えます。
<b></b>	VIC 5/L& 9 i
	ンロのロロにのいて、市物中人と共中国は、ナナ
委員長	次回の日程について、事務局から説明願います。
	次回は2月27日を予定しております。会場は未定のため来週まで時間をいただきたい。 
委員長	このあと、5 時 30 分からワークショップを開催しますので参加をお願いします。
ļ	
ļ	
ļ	
ļ	



